

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

○衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を定めた件

○衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会の場所及び日時を定めた件

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件

○最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十二月二日

一 日時 平成二十六年十二月二日午後六時

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十六年十二月二日午後六時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙分会長の事務を取り扱う場所 福島市杉妻町二番十六号

福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第九十四号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により、次のとおり定めた。
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 場所 福島市大町七番十一号 ホテルサンルートプラザ福島二階桜

二 日時 平成二十六年十二月十七日午後一時

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 日時 平成二十六年十二月二日午後七時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会の場所及び日時を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百二十六号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 場所 福島市大町七番十一号 ホテルサンルートプラザ福島二階桜
- 二 日時 平成二十六年十二月十七日午後一時三十分